

報告第 5 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 25 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市監査委員に関する条例及び北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和８年８月１４日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市監査委員に関する条例及び北本市公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部を改正する条例

（北本市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 北本市監査委員に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部
を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第
3項」に改める。

（北本市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 北本市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成28年条例
第44号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第
8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。